

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月24日

軽自動車検査協会

契約担当役 理事長 江角 直樹

I. 入札事項

1. 件名 軽自動車手続ポータルサイトの設計・開発及び運用・保守
2. 仕様 仕様書による
3. 契約期間 契約締結日から令和15年12月31日
4. 納入場所 仕様書による
5. 入札方式 総合評価落札方式

上記 I. 1. について、契約に関する一切の諸経費を含めた総価で行う。

落札者決定に当たっては、当協会の定める総合評価落札方式をもって行う。

II. 競争参加者に必要な資格に関する事項

1. 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）で「役務の提供等」の有資格者であって「A」等級以上に格付けされている者であること。
2. プライバシーマークの認定を受けていること。
3. （軽）自動車保有関係手続に係る契約実績があること。
4. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
6. 国土交通省から指名停止等を受けている期間中でないこと。
7. 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号につい

- て同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

III. 競争参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受ける必要がある。

1. 提出する書類

(1) 競争参加資格の審査結果の通知書の写し

なお、通知書の写しには、余白に、提出年月日を記入し、責任者(担当者)の記名押印をすること。

(2) プライバシーマークの認定を証明する書面の写し

(3) (軽)自動車保有関係手続に係る契約実績の分かる書面(自由様式 A4 版 1 枚)

2. 提出期限

令和8年4月24日(金)から令和8年6月2日(火)まで

上記期間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午後1時30分から午後5時00分

3. 提出場所

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号(新宿三井ビル2号館15階)

軽自動車検査協会 経営管理室 会計課 電話 03-5324-6622

4. 提出方法

提出場所に持参すること。

IV. 提案書の提出方法等

1. 提出期限

令和8年4月24日(金)から令和8年6月2日(火)まで

上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午後1時30分から午後5時00分

2. 提出場所

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号(新宿三井ビル2号館15階)

軽自動車検査協会 情報システム部 システム企画課

電話 03-5324-6623

3. 提出方法

提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

ただし、郵送の場合は提出期限の午後5時00分までに必着のこと。

4. その他

入札説明書記載のとおり。

V. 契約条項を示す場所

上記Ⅲ. 3. に同じ

VI. 仕様説明

上記Ⅲ. 1. の提出書類確認時に、上記Ⅲ. 3. の場所において令和8年4月24日（金）～令和8年6月2日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に仕様書等の必要書類を配布する。

VII. 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1. 日 時 令和8年6月12日（金） 午後2時00分開始

2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号 新宿三井ビル2号館 16階
軽自動車検査協会 本部 会議室

3. 入札書の提出方法 入札場所に持参すること。

VIII. その他

1. 独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合は、入札が無効になり、契約締結後にあっては損害賠償金の請求を行うとともに契約を解除することがある。

2. 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4. 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※軽自動車検査協会及び地方税共同機構の各負担割合で各々契約する事となるが、入札金額は総額とすること。

入札書に記載された金額の内訳を別紙として初回分に限り添付すること。

5. 落札者の決定方法

予定価格に達し、評価点と入札価格によって得られた総合評価値の最も数値の高い者をもって落札者とする。

なお、同総合評価値の場合は、当該入札者によるくじ引きにより決定する。

また、入札の結果については公表することがある。

6. 契約書の作成の要否 要

軽自動車検査協会及び地方税共同機構と各負担割合で各々契約する。

各負担割合は仕様書のとおり。

〔連絡先〕

東京都新宿区西新宿三丁目2-1-1 新宿三井ビル2号館 15階

(調達及び仕様に関すること)

軽自動車検査協会 情報システム部 システム企画課 電話 03-5324-6623

(その他に関すること)

軽自動車検査協会 経営管理室 会計課 電話 03-5324-6622

FAX 03-5324-6621